

扶養申請書

(任意継続新規扶養)

記入日 年 月 日 (必ず記入)

ベネッセグループ健康保険組合 理事長 殿

以下のとおり被扶養者認定審査をしていただきたく、「任意継続被保険者資格取得申請書兼被扶養者申請書」または「被扶養者(異動)届」に認定確認書類(添付書類)を添えて提出します。

なお、認定審査においてさらに詳しい調査が必要となり、健保組合から追加調査の依頼があった場合、それに応じることに同意した上で申請します。

太枠内はもれなくご記入ください (添付書類については必ず別紙をご確認ください)

被保険者証 記号-番号	—	被保険者 氏名	配偶者の有無 (いずれか○)	有 無 (未婚・離婚・死別)
----------------	---	------------	-------------------	-------------------

※ 配偶者(有)の場合は配偶者の収入証明が必要です。(収入なしの場合は所得証明書(記載省略なし)添付)
(配偶者が当健保組合の被扶養者となっている場合は省略できることもあります。)

※ 配偶者(無)の場合は世帯全員が記載されている住民票が必要です。

(認定対象者調査)

続柄は被保険者証には印字されませんが認定審査に必要です。詳細に記載ください。(例:長男・実父・義母・内縁・養子等)

認定対象者 氏名	配偶者の有無 (いずれか○)	有 無 (未婚・離婚・死別)	被保険者 との続柄	同居・別居 (いずれか○)
認定対象者 の収入等の 調査	① 給与(パート・アルバイト)等収入 (あり・なし) (年額 円)			
	② 自営業・農業等収入 (あり・なし) (年額 円)			
認定対象者 の収入等の 調査	③ 不動産・株・配当等収入 (あり・なし) (年額 円)			
	④ 年金等収入 (あり・なし) (年額 円) (年金の種類: □老齢年金 □遺族年金 □障害年金 □労災年金)			
認定対象者 の収入等の 調査	⑤ 1年以内に会社を退職した (はい・いいえ) 【退職金受給の場合】※「退職日のわかるもの」「退職金額のわかるもの」「退職前の年収がわかるもの」を添付 退職金支給日: 年 月 日 (退職金 円)			
	⑥ 雇用保険失業給付等について (□受給しない □受給期間延長 □受給予定 □受給中 □受給終了 □未加入) 【受給期間延長の場合、延長の理由】 □妊娠・出産・育児 ⇒ 出産(予定)日: 平成 年 月 日 前健康保険から「出産手当金」を受給している (はい・いいえ) □「はい」の場合 受給開始日: 年 月 日 (日額 円)※「日額のわかるもの」を添付 □本人の病気・けが 前健康保険から「傷病手当金」を受給している (はい・いいえ) □「はい」の場合 受給開始日: 年 月 日 (日額 円)※「日額のわかるもの」を添付 □親族の看病・介護 □その他(理由を記入:)			
扶養すること になった 事情 (説明不足の 場合には認定 却下となるの で注意)	① 扶養の実態(今までの扶養状況と今後の状況)(別居の場合は理由を記入)			
	② 被保険者が扶養しなければならない理由 ※認定対象者を扶養できる基準は、被保険者の今後の収入が家族の中でいちばん多いことです。 よってこれらを証明する添付書類が必要となります。 ※証明する添付書類が基準に反する場合には、事情を詳しくご記入ください。 ※別居の場合、添付書類が必要です。必ず別紙「添付書類の具体例」をご確認ください。			
内容によってはさらに詳しく調査させていただく場合がありますのでご了承ください				

被扶養者認定の手続き

(任意継続新規扶養)

○ 被扶養者認定のための必要書類

- ① <任継取得時に申請する場合> 「任意継続保険被保険者資格取得申請書兼扶養申請書」
<任継加入中に申請する場合> 「被扶養者異動届」(当健保組合よりお取り寄せください)
- ② 「扶養申請書(任意継続新規扶養)」(ホームページから出力できます)
- ③ 子供を扶養に入れる場合、配偶者の収入証明が必要です。(年間収入が多い方が扶養するのが原則のため)
(被保険者の配偶者が当健保組合の被扶養者となっている場合は、省略できることもあります)
- ④ 被保険者と認定対象者との続柄が確認できる公的な証明書類が必要です。(住民票等)
その他の書類については、下表のとおりです。

○ 手続きはお早目に(認定希望日から5日以内に提出ください)

認定対象者		添付書類			収入に関する証明書等	同居者の収入に関する証明書	仕送り確認証明 手渡し不可	在学証明書 予備校含む	戸籍謄本 抄本	世帯全員の住民票	前加入健康保険資格喪失証明書 国保の場合は被保険者証写し	扶養申請書 任意継続新規扶養	
		●必ず添付	▲該当すれば添付	○別居の場合添付									
配偶者	無職・無収入(市区町村発行の<0円の>「所得証明書」要)	●								●	▲	●	
	収入がある場合	●								●	▲	●	
	内縁	●		○					●	●	▲	●	
子供	配偶者も当健康保険組合の被扶養者の場合	高校生以下の子		▲						●	▲	●	
		上記以外の学生	▲	▲		●				●	▲	●	
		15歳以上の学生でない者	●	▲	○					●	▲	●	
	配偶者が他の健康保険に加入している場合	高校生以下の子		●							●	▲	●
		上記以外の学生	▲	●		●					●	▲	●
		15歳以上の学生でない者	●	●	○						●	▲	●
	離婚・死別等により、配偶者なしの場合	高校生以下の子									●	▲	●
		上記以外の学生	▲			●					●	▲	●
		15歳以上の学生でない者	●		○						●	▲	●
父母 (養父・養母)	無職・無収入(市区町村発行の<0円の>「所得証明書」要)	●	▲	○						●	▲	●	
	収入がある場合(老齢・遺族・障害・労災等年金含む)	●	▲	○						●	▲	●	
(曾)祖父母		●	▲	○						●	▲	●	
兄・姉 弟・妹		●	▲	○			▲			●	▲	●	
孫		▲	▲	○			▲			●	▲	●	
その他3親等 以内の親族	同居が条件	●	▲				▲	▲		●	▲	●	

※健保組合への書類提出が遅れ、月をまたいだ場合は、提出月の1日までしか遡り認定ができません。

※「所得証明書」「世帯全員の住民票」は、その年の1月1日現在のお住まいの市区町村が発行します(有料)。

必ず「記載省略なし」のものをお取り寄せください(記載省略されているものは無効)。

※提出いただいた書類は返却できません。必要な場合は、事前に写しをとって申請してください。

